

# 農業で豊かなライフスタイル応援資金利子補給金交付要綱

平成 28 年 5 月 20 日 28 農振第 124 号

## (趣旨)

第 1 この要綱は、「農ある暮らし」による新しいライフスタイルを求める農業者の就農を支援し、多様な働き方や暮らし方の定着と農業農村の活性化を図るため、融資機関が融資を行った場合において当該融資機関に対して、予算の範囲内で利子補給金を交付することについて、補助金等交付規則（昭和 34 年長野県規則第 9 号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## (利子補給の契約)

第 2 第 1 に規定する利子補給金の交付は、この要綱に定めるもののほか、知事が当該融資機関との間に締結する農業で豊かなライフスタイル応援資金利子補給契約書(農業で豊かなライフスタイル応援資金利子補給金事務取扱要領 様式第 18 号)によって行うものとする。

## (利子補給金の額)

第 3 第 1 に規定する利子補給金の額は、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの期間の融資平均残高（計算期間中の毎日の最高残高（延滞額を除く。）の総和を、365 で除して得た金額とする。）に、知事が別に定める率を乗じて得た額とする。

## (利子補給の対象となる資金の貸付条件等)

第 4 第 3 に規定する利子補給の対象となる経費は、次に掲げるところにより融資されたものでなければならない。

(1) 貸付条件は、次表のとおりであること。

資金の種類	貸付けの限度額	利率	償還期限	据置期間
農業で豊かなライフスタイル応援資金	250 万円	融資機関の設定による	7 年以内	2 年以内

(2) 貸付けは、別に定めるところにより、知事の承認を受けて行うものとし、当該貸付けの実行は、当該承認を受けてから、遅滞なく行うものとする。承認を受けた事項について変更しようとするときも、また同様とする。

## (申請書の様式、関係書類、提出期限)

第 5 規則第 3 条で規定する申請書は、農業で豊かなライフスタイル応援資金利子補給金交付申請書（様式第 1 号）によるものとする。

2 規則第 3 条で規定する関係書類は、次のとおりとする。

(1) 農業で豊かなライフスタイル応援資金利子補給金計算書（様式第2号）

(2) 農業で豊かなライフスタイル応援資金利子補給成績書（様式第3号）

3 前2項の書類の提出期限は、1月31日とする。

（利子補給金の交付の決定及び額の確定）

第6 知事は、利子補給金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、利子補給金を交付すべきと認めるときは、利子補給金の交付の決定及び額の確定をし、この旨通知する。

（書類の経由）

第7 規則及びこの要綱により融資機関（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第1項第2号の事業を行う農業協同組合に限る。）が知事に提出する書類は、所管地域振興局長を経由するものとする。

附則

（適用期日）

この要綱は、平成28年5月20日から適用する。

この要綱は、平成29年4月1日から適用する。